

諸外国制度等における環境情報開示の動向

1. 各国の情報開示制度(抜粋)

国・地域	EU	フランス	英国	スウェーデン	デンマーク	スペイン
制度・枠組み	EC 第4号指令 EC 第7号指令 会計法現代化指令(2003)	商法 新経済規制法(2001) 環境に関する国家的な取組みに関する法律 (グルネル2法 2010) 社会・環境問題に関する会社の透明化義務 に関する政令(デクレ 2012-557号)	会社法(2006) 気候変動法(2008)  温室効果ガス排出情報開示に関する規則 (政令)2013年案(パブリックコメント中) 会社法改正作業中	年次報告書法(1995) Guidelines for external reporting by state-owned companies, Ministry of Enterprise, Energy and Communications, (2007)	改正年次計算書法(2008) Reporting on corporate social responsibility – an introduction for supervisory and executive boards, Danish Commerce and Companies Agency CSR Redegørelse for samfundsansvar – praktisk vejledning & inspiration (レポート(ガイド) – レポート 実務者向け)	持続的経済法(2011)
制度対象	• 有限責任会社 (ただし、中規模会社については加盟各国の判 断。小規模企業については除外規定あり。)	• 上場会社 • 従業員500人超規模の非上場会社 • 住民5万人超の自治体	• 上場企業、大規模会社 <sup>(1)</sup>	• 国有会社 (合計55社(うち、4社は上場) 40社は100%、15社は部分保有)	• 大規模会社(1) • 上場会社 • 国有会社 • 機関投資家	• 国有会社・政府出資会社 • 株式会社 • 従業員1,000人超の企業
開示・報告媒体	• 年次報告書、連結年次報告書	• 年次報告書における経営報告書	• 年次報告書における取締役報告書(ビジネ スレビュー区分)	• 年次報告書におけるサステナビリティレ ポート区分かその付属書としてサステナ ビリティレポート	• 年次報告書におけるマネジメントレビ ュー区分かその付属書として CSR 報 告書	• CSR 報告書
概要、環境に関する開示・ 記載内容等	<p>• 会社の発展や業績、状況を理解するために必 要な環境や社会的側面の分析が含まれるべ きとしている。</p> <p>• このことから、事業に関連する非財務的 KPI(環 境および従業員に関する情報を含む)を記載す ることが規定されている。</p> <p>• 本指令に基づき、加盟各国が国内法を制定す る。</p> <p>(会計法現代化指令による第4号指令の改正内 容)</p> <p>• 年次報告書*には、会社の事業の経過、業績、 現況に関する公正な概観と、会社が直面する 主要なリスクおよび不確実性に関する記述を含 めること。</p> <p>• この概観は、事業規模・事業特性に応じて、事 業の経過、業績、現況に関するバランスのとれ た包括的な分析であること。</p> <p>• 会社の事業の経過、業績、現況を理解するた めに必要な範囲で、この分析には、財務的 KPI と共に、必要に応じて特定の事業に関する環境 および従業員関連の非財務的 KPI を含めるこ と。</p> <p>• この包括的分析を作成する際は、必要に応じ て、年次報告書中で財務諸表上の金額を参照 したり、当該金額について追加的な説明を行う こと。</p> <p>*アニュアルレポートの中の年次報告部分(非財 務情報)</p>	<p>• 新経済規制法で上場会社における取締役 会の年次報告での環境・社会情報の記載 が義務付けられている。</p> <p>• グルネル2法で、従業員500人以上の企業 (規模等に応じて段階的に適用)に CSR 情 報開示を要求している。</p> <p>(グルネル2法第225条に関する政令の開示規 定)</p> <p>• 雇用情報 省略</p> <p>• 環境情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本的な環境方針</li> <li>• 汚染・廃棄物マネジメント</li> <li>• 持続可能な資源利用</li> <li>• 気候変動</li> <li>• 生物多様性保全</li> </ul> <p>• 持続可能性に関する社会貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業活動の地域的・経済的・社会的影響</li> <li>• ステークホルダー(特に労組、教育機関、 環境 NGO、消費者団体、地域住民)との関 係</li> <li>• 下請業者・サプライヤー</li> <li>• 公正取引</li> <li>• 人権配慮に関するその他の行動*</li> </ul> <p>(*は上場会社が追加的に記載すべき事 項)</p>	<p>• 非財務情報は、年次報告書における取締 役報告書のビジネスレビュー区分で開示</p> <p>• 開示は、上場企業あるいは大規模会社に 課せられており、小規模会社は取締役報告 書の作成は要請されていない</p> <p>• 株主利益の観点から、「会社の成功の実 現」を取締役責任としつつ、会社成功の一 環として長期的帰結への配慮や他のステ ークホルダーへの配慮を要請しており、サ ステナビリティ情報を含む説明責任が開示 要請として表れているとされる</p> <p>(2006)</p> <p>• 上場企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境影響及び環境に関する事項</li> <li>• 従業員に関する事項</li> <li>• 社会・コミュニティ課題 (サプライチェーン情報)</li> </ul> <p>• 大規模会社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境及び従業員に関する事項を 含む KPI を用いた分析</li> </ul> <p>(温室効果ガス排出情報開示に関する規則 2013 案 パブコメ中～2012.10.17、2013 春適 用予定)</p> <p>• 上場企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 海外拠点を含む温室効果ガス(6 ガスの二酸化炭素換算)排出量 (スコープ1、2)</li> <li>• 基準年、前年、当該年度の排出 量</li> <li>• 事業状況に応じた環境効率</li> </ul>	<p>• 国有会社に対し、国有会社財務報告ガ イドラインに準拠した外部報告を義務付 け。</p> <p>• 国有会社も民間企業同様の会社法や年 次報告書法の下にある。すべての企業 に持続可能な発展に対する責任がある が、国有会社は先導的役割をはたすべ きであり、政府として国有会社の取り組 み強化を図るもの。</p> <p>サステナビリティレポートの公表をもって 取り組みの促進を図る意図がある。</p> <p>• もしガイドラインにそって開示しない場合 は、その正当な理由を明確に説明する 必要がある</p> <p>• サステナビリティレポートは年次報告書 の付属書類である。 GRI ガイドライン準拠の報告書として作 成するか、年次報告書に組み込んでウ ェブサイトで公開する。</p>	<p>• 年次報告書の非財務情報区分に CSR 報告書を開示することを義務化。</p> <p>• 機関投資家については、改正年次計 算書法でなく、デンマーク財務監督庁 よりの行政命令</p> <p>• CSR 方針(ない場合はその旨)</p> <p>• 実施体制・方法</p> <p>• 結果評価</p> <p>• 将来見通し</p>	<p>• 国有会社・政府出資会社 年次ガバナンス報告書と CSR 報告 書の作成を義務付け ジェンダーの真の平等、障がい者の 完全な融合に重点を置く</p> <p>• 株式会社 CSR 課題の方針と成果を毎年公表 することが望ましい。</p> <p>• 従業員数1,000人超の企業 CSR 報告書の届出義務</p>
その他		上場会社は検証義務が2012年から、非上場 会社は2017年から適用開始	GHG 排出量の保証要件の有無については今 後の検討課題			

(1)大規模会社 EU および各国で定義が決められている。

国・地域	米国	カナダ	南アフリカ	インド	
制度・枠組み	証券法(1933) 証券取引法(1934) 企業改革法(SOX 法 2002) 気候変動にかかわる情報開示の解釈ガイダンス(2010)	証券法 証券取引法(1934) ドット・フランク法(金融規制法 1502 条) 紛争鉱物に関する規則 (2012) (証券取引法第 13 条(a)または第 15 条(d)に基づく)	証券法 National Instrument 51-102 Continuous Disclosure Obligations CSA STAFF NOTICE 51-333 ENVIRONMENTAL REPORTING GUIDANCE (2010) ほか	会社法 The King Code of Governance Principles for South Africa: キング III: (コーポレートガバナンス規範) (2009))	National Voluntary Guidelines on Social, Environmental & Economic Responsibilities of Business; Ministry of Corporate Affairs Government(企業省 2011) インド証券取引所 Circular Business Responsibility Reports (2012)
制度対象	● 上場企業	● 証券取引法に基づく定期報告書を SEC へ提出する企業のうち、製造ないし製造委託している製品の機能または生産のために紛争鉱物を必要とする企業	● 上場企業	● 上場企業	● 上場 上位 100 社
開示・報告媒体	● 年次報告書 米国公開企業は、主に Form10-K 米国公開海外企業は Form20-K	● Form SD (暦年) (2014 年 5 月報告～) (原産国が DRC 諸国と結論付けられた場合は)紛争鉱物報告書	● 年次報告書	● 統合報告書	● 年次報告書内の事業責任報告
概要、環境に関する開示・記載内容等	<p>● 米国公開企業は、主に Form10-K(海外企業は Form20-K)という年次報告書上で投資家に対する情報(環境情報を含む)を開示することが義務付けられている。</p> <p>● 開示は SEC 開示規則 S-K で規定されている。</p> <p>● 投資家保護のために設けられた規則であり、サステナビリティ情報の開示についても要請がある。</p> <p>● 気候変動にかかわる情報開示のガイダンスは、SEC が公表した行政指導文書。 新たな追加情報開示というより、現行の開示情報のうち気候変動にかかわる部分の解釈指針として位置づけられる。</p> <p>規則 S-K におけるサステナビリティ情報の開示要請における、以下に関連して、気候変動情報も含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Item101 事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保護に係る法令の遵守が資本的支出、収益及び競争力に与える重要な影響</li> <li>当期及び将来期間の環境管理設備に対する重要な資本的支出の見積額</li> </ul> </li> <li>Item103 法的手続き <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保護を目的とした法令に係る行政手続または訴訟手続のうち、金額的影響として重要なもの等</li> </ul> </li> <li>Item303 経営者による財務・経営分析(MD&amp;A) <ul style="list-style-type: none"> <li>経営者が事業経営にあたって使用しかつ投資家にとって重要である可能性のある非財務パフォーマンス指標を含む KPI の特定と記述</li> </ul> </li> <li>Item503 リスク要因 <ul style="list-style-type: none"> <li>企業への投資を投機的もしくは危険なものとする重要な要因の具体的説明</li> </ul> </li> </ul>	<p>● 紛争鉱物(タンタル、スズ、タンゲステンおよび金)の仕様および当該紛争鉱物の原産国がコンゴ民主共和国(DRC)またはその近隣諸国であるか否かの開示を一部企業に義務付けるもの。</p> <p>● 本規則の適用対象企業は、サプライチェーン活動を包括的に評価し、紛争鉱物の原産国が DRC 諸国であるか否かを判断する。</p> <p>● 紛争鉱物が紛争国を原産とする可能性があること認識、または信じる理由がある、かつ紛争鉱物がリサイクル/スクラップ由来ではない可能性を認識しているまたは信じる理由がある場合、サプライチェーンのデューデリジエンスを行う。</p> <p>● 部品メーカー、製錬業者、採掘業者など対象企業のサプライチェーンにかかわる企業は上場の有無に関係なくこの規則の影響をうける。</p> <p>Form SD</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紛争鉱物が紛争諸国を原産とするかまたはリサイクル/スクラップ由来ではないかの判断内容</li> <li>実施した合理的な原産国調査(RCOI)およびその結果の概要</li> </ul> <p>紛争鉱物報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DRC コンフリクトフリーと判明していない、製造または製造委託している製品</li> <li>当該製品に含有されている紛争鉱物の加工施設</li> <li>当該製品に含有されている紛争鉱物の原産国</li> <li>鉱山または原産地を特定するための最善の取組み</li> </ul>	<p>● カナダ証券監督局(CSA)が公表した行政指導文書</p> <p>● IFRS 導入にむけて、上場会社に環境情報開示の改善を強く促すもの。</p> <p>(環境報告ガイダンスより抜粋)</p> <p>2. Environmental information required to be disclosed</p> <p>2.1 Material information</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ Test for materiality</li> <li>□ Materiality determinations</li> </ul> <p>2.2 Environmental risks and related matters</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ Environmental risks</li> <li>□ Trends and uncertainties</li> <li>□ Environmental liabilities</li> <li>□ Asset retirement obligations</li> <li>□ Financial and operational effects of environmental protection requirements</li> </ul> <p>2.3 Risk oversight and management</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ Environmental policies fundamental to operations</li> <li>□ Board mandate and committees</li> </ul> <p>2.4 Impact of adoption of IFRS</p> <p>2.5 Forward-looking information requirements</p>	<p>● ヨハネスブルグ証券取引所が上場企業に要求。</p> <p>● 上場企業は統合報告を作成するか、作成しなかった場合はその理由を公開(2010.3～)</p> <p>● 統合報告は第三者機関の保証をうける。</p> <p>● 統合報告とその実施のためのフレームワーク-ディスカッションペーパーを 2011 年 1 月に発表し、統合報告のあり方が記載されている。</p> <p>(統合報告とその実施のためのフレームワーク ディスカッションペーパーより 抜粋)</p> <p>3. Suggested elements to be addressed in the integrated report</p> <p>3.1. Report profile (What is the scope and boundary of the report?)</p> <p>3.2. Organizational overview, business model, and governance structure (How do we create value and make decisions?)</p> <p>3.3. Understanding the operating context (What are the circumstances under which we operate?)</p> <p>3.4. Strategic objectives, competencies, KPIs and KRIs (Where do we want to go and how do we intend to get there?)</p> <p>3.5. Account of the organization's performance (How have we fared over the reporting period?)</p> <p>3.6. Future performance objectives (Informed by our recent performance, what are our future objectives?)</p> <p>3.7. Remuneration policies (What is our approach towards remuneration?)</p> <p>3.8. Analytical commentary (What are the views of the leadership about the organization?)</p>	<p>● ガイドラインはインド企業省が発行。 サステナビリティ報告と環境、社会、ガバナンスの評価基準についてのメインストリームでの情報開示を推奨。</p> <p>● 上記を受け、インド証券取引委員会は、ESG に対する責任の遂行状況を評価するために、年次報告書内の事業責任報告書(Business Responsibility Reports)の提出を求める決定を行った。</p> <p>(事業フレームにおける自主的 CSR ガイドライン(2011.7)における事業責任報告の推奨フレームワークより抜粋)</p> <p>A-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Management's Commitment Statement to the ESG Guidelines. (以下省略)</li> <li>Principle 2 – Products Life Cycle Sustainability</li> <li>Statement on the use of recyclable raw materials used</li> <li>Statement on use of energy-efficient technologies, designs and manufacturing/service-delivery processes</li> <li>Statement on copyrights issues in case of the products that involve use of traditional knowledge and geographical indicators</li> <li>Statement on use of sustainable practices used in the value chain</li> </ul> <p>Principle 6 – Environment</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Percentage of materials used that are recycled input materials</li> <li>Total energy consumed by the business entity for its operations</li> <li>Statement on use of energy saving processes and the total energy saved due to use of such processes</li> <li>Use of renewable energy as percentage of total energy consumption</li> <li>Total water consumed and the percentage of water that is recycled and reused</li> <li>Statement on quantum of emissions of greenhouse gases and efforts made to reduce the same</li> <li>Statement on discharge of water and effluents indicating the treatment done before discharge and the destination of disposal</li> <li>Details of efforts made for reconstruction of bio-diversity</li> </ul>
その他		紛争鉱物報告書は独立監査を受けなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>3. Governance structures around environmental disclosure</li> <li>3.1 Review, approval and certification of disclosure</li> <li>3.2 Controls and procedures</li> <li>3.3 Integration of financial and voluntary reporting</li> </ul>	<p>4. Assurance</p> <p>Annex 1 – King Code of Governance Principles for South Africa 2009 and integrated reporting</p> <p>Annex 2 – Guidance on the process for developing an integrated report</p> <p>Annex 3 – Statement by the governing structure of an organization to accompany an integrated report</p> <p>Research references</p> <p>Acknowledgements</p>	

国・地域	シンガポール	香港	ブラジル
制度・枠組み	シンガポール証券取引所 Policy Statement on Sustainability Reporting (2010) シンガポール証券取引所 Guide to Sustainability Reporting for Listed Companies (2010)	改正会社法(2007) 香港証券取引所 Consultation Paper Environmental, Social and Governance Reporting Guide ((2011)	ブラジル証券取引所 EXTERNAL COMMUNICATION , Proposal to adopt “ Report or Explain” sustainability reporting model for listed companies (2011)
対象	● 上場企業	● 上場企業	● 上場企業
開示・報告媒体	● サステナビリティ報告書	● 取締役報告のビジネスレビュー区分 もしくは ESG 報告書	● サステナビリティ報告書
概要、環境に関する開示・記載内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポール証券取引所がポリシー・ステートメントとして持続可能性報告を要請。自主的かつ、将来の制度化についても示唆。 GIR ガイドを参考とすることと言及</li> <li>シンガポール証券取引所は、「上場企業のためのサステナビリティ報告ガイド」を公表(2010)。(Guide to Sustainability Reporting for Listed Companies 抜粋)</li> <li>General <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) Sustainability policy and goals, including milestones, plans for achieving goals, and long-term aspirations;</li> <li>(ii) Corporate accountability and seniority of decision-making on sustainability issues;</li> <li>(iii) Corporate stance on bribery and corruption;</li> <li>(iv) Assessment of sustainability impacts, risks, or opportunities;</li> <li>(v) Risk management policies and processes arising from environmental and social concerns;</li> <li>(vi) Relevant laws, regulations, international agreements, or voluntary agreements with strategic significance to the organization and its stakeholders, including fines, sanctions, prosecution, and accidents for non-compliance with environmental laws and regulation;</li> <li>(vii) Issues and future challenges for the specific industry sector that the company operates in as observed by peers and competitors;</li> <li>(viii) Performance assessment against stated goals, peers, and industry benchmarks;</li> </ul> </li> <li>Environmental <ul style="list-style-type: none"> <li>(ix) Climate change disclosures e.g. business or legal developments related to climate change mitigation or adaptation that may have an impact on the organization;</li> <li>(x) Biodiversity management;</li> <li>(xi) Environmental management systems;</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正会社法で、取締役報告のビジネスレビューでは、より分析的で、将来志向の情報を含むべきであり、それには環境や従業員課題に関する情報も含むとしている。</li> <li>上場基準では、年次報告で、事業リスク、環境方針、コミュニティ、社会、倫理レピュテーションリスク、従業員や消費者、サプライヤーとの関係などについての開示をすることが望ましいと記載されている。</li> <li>ガイドラインは2011年12月に公開され、2012年4月まで意見募集が行われた。</li> <li>上場企業の ESG 報告を促すのが目的。</li> <li>香港証券取引所は、将来的には、Comply or Explain レベルに義務レベルを上げたいと考えている。</li> <li>推奨される KPI のリストを掲載し、これについても意見募集を図っている。</li> </ul> <p>(Consultation Paper Environmental, Social and Governance Reporting Guide に下記の側面の下に、KPI の提案がなされている (抜粋))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>B. Environmental protection <ul style="list-style-type: none"> <li>Aspect B1 Emissions</li> <li>Aspect B2 Use of resources</li> <li>Aspect B3 The environment and natural resources</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブラジルの証券取引所は、2012年1月上旬、同証券取引所に上場する企業に対し、アニュアルレポートの一部としてサステナビリティ報告書の発行の有無、およびその入手方法、もしくは発行していないのであればその理由を開示することを求める勧告を発表</li> <li>GRI に沿った報告</li> </ul>
その他			

(参考資料)

- ※ 企業の環境情報開示のあり方について ～強固で持続可能な社会に向けた環境情報開示～(中間報告), 環境省, 2011
- ※ 企業の環境債務、資産除去債務、規制による財務的および非財務的な影響、環境問題による定量的、定性的リスク, 環境省,2011
- ※ 現実味を帯びてきたCSR報告の制度化、上妻義直、一橋ビジネスレビュー, 2012, 夏
- ※ 統合報告はどこへ向かうのか、会計、第182巻代4号, 2012.10
- ※ 投資家向け制度開示におけるサステナビリティ情報の位置づけー動向と課題ー, 日本公認会計士協会, H22.3
- ※ 英国で企業の温室効果ガス排出量報告義務化が決定, KPMG あすざサステナビリティ, H24.7
- ※ Guidelines for external reporting by state-owned companies, Ministry of Enterprise, Energy and Communications, Sweden, 2007
- ※ <http://www.csrgov.dk/sw51190.asp>
- ※ Reporting on corporate social responsibility – an introduction for supervisory and executive boards, Danish Commerce and Companies Agency., 2009
- ※ [http://www.reportingcsr.org/\\_spain-p-196.html](http://www.reportingcsr.org/_spain-p-196.html)
- ※ CSA STAFF NOTICE 51-333 ENVIRONMENTAL REPORTING GUIDANCE October 27, 2010 CSA/ACVM

- ※ National Instrument 51-102 Continuous Disclosure Obligations
- ※ Defining Issues 2012.8 SEC が紛争鉱物の開示に関する最終規則を公表 KPMG
- ※ Framework for Integrated Reporting and the Integrated Report Discussion Paper 25 January 2011 Integrated Reporting Committee (SA)
- ※ <http://www.sustainabilityoutlook.in/content/outlook-sebis-new-mandatory-esg-reporting-requirement>
- ※ National Voluntary Guidelines on Social, Environmental & Economic Responsibilities of Business ; Ministry of Corporate Affairs Government India ,2011
- ※ Circular : Sub: Business Responsibility Reports ; Securities and Exchange Board India
- ※ <http://india.carbon-outlook.com/news/sebi-announces-mandatory-esg-disclosure-top-100-companies>
- ※ Policy Statement on Sustainability Reporting, Singapore Exchange
- ※ Guide to Sustainability Reporting for Listed Companies, Singapore Exchange
- ※ CONSULTATION PAPER ENVIRONMENTAL, SOCIAL AND GOVERNANCE REPORTING GUIDE , Hong Kong Exchanges and Clearing Limited
- ※ <http://www.hkex.com.hk/eng/newsconsul/hkexnews/2011/111209news.html>
- ※ EXTERNAL COMMUNICATION , Proposal to adopt “ Report or Explain” sustainability reporting model for listed companies ,M&FBOVESPA (BVMF) , 2011

## 2. 民間イニシアティブにおける情報開示スキーム検討状況(抜粋)

団体	International Integrated Reporting Council (IIRC)	グローバル・リポーティング・イニシアティブ (GRI)
開示へのアプローチ	ガイドライン(任意適用)	ガイドライン(任意適用)
制度・枠組み	(統合報告 : Integrated Reporting) Towards Integrated Reporting : Communicating Value in the 21 <sup>st</sup> Century (2011) Draft outline International Integrated Reporting Framework (2012)	サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン (2000、2002、2006) サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン G4 公開草案(第2回パブリックコメント ~2012.9.25)
対象	● 規模にかかわらず企業、公的機関、NGO 等に適用可能	● すべての組織
開示・報告媒体	● 統合報告書	● サステナビリティ報告、統合報告 ● サステナビリティ報告のガイドライン
概要・環境に関する開示・記載内容	<p>&lt;ディスカッションペーパー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 統合報告は、組織の戦略、ガバナンス、パフォーマンス及び見通しに関する重要な情報を、組織が事業を行う商業的、社会的、環境的なコンテキストを反映しつつ報告するものである。</li> <li>● 統合報告は、組織がどのように管理・監督と報告の責務(stewardship)を遂行しているか、どのようにして価値を創出し、維持しているかについて明瞭で完結に報告を行うものである</li> <li>● 統合報告は、「統合的思考」に基づき、それぞれ独立した報告(財務報告、マネジメント・コメント、ガバナンスと報酬、持続可能性報告)において、現在報告されている情報のもっとも重要な要素を、まとまりのある全体に結合させるものである。</li> <li>● これにより、投資家およびその他のステークホルダーが、企業の価値創造のプロセスの全容を、組織の過去と現在の業績だけでなく、将来の対応力をも含め理解するために役立てることができる。</li> </ul> <p>ディスカッションペーパーでは、統合報告の背景と必要性、報告の基本原則と報告要素が記載されている。 ドラフト・アウトラインでは、ディスカッションペーパーに対するコメントとパイロットプログラムなどを踏まえ、暫定的ではあるものの、原則主義の詳細な説明や、情報開示への柔軟性、組織間の比較可能性の確保とのバランスなどについての記載がされている。 現状では、統合報告の基本構造を示すものであり、報告基準までの記載にはいたっていない。</p> <p>(Draft outlineより抜粋)</p> <p>6 Guiding Principles</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戦略的焦点</li> <li>● 情報の結合性</li> <li>● 将来志向</li> <li>● 対応性とステークホルダーの包含性</li> <li>● 簡潔性、信頼性、重要性</li> </ul> <p>7 Content Elements</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 組織概要およびビジネスモデル</li> <li>● リスクと機会を含む経営環境</li> <li>● 戦略目標および当該目標を達成するための戦略</li> <li>● ガバナンスと報酬</li> <li>● パフォーマンス</li> <li>● 将来の見通し</li> </ul> <p>対象となる資本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財務的資本</li> <li>● 製造資本</li> <li>● 人的資本</li> <li>● 知的資本</li> <li>● 自然資本</li> <li>● 社会資本</li> </ul>	<p>&lt;G3 から G4 への改訂のポイント・目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 他で検討されている報告フレームワークとの調整</li> <li>● 重要性報告の先導</li> <li>● サステナビリティ報告と IIRC の統合報告の関連付け</li> <li>● データ検索性の改善のサポート(XBRL)</li> </ul> <p>&lt;主な変更点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バウンダリーについての変更 サステナビリティ報告の内容とバウンダリーの決定方法が簡素化(バリューチェーンのマッピングと関連トピックスとバウンダリーの特定、優先順位付けによる重要な側面の導出)</li> <li>● マネジメントアプローチについての変更 それぞれのカテゴリーごとにマネジメントアプローチを開示する方法から、側面のレベルで開示することを求めつつ、組織の実態に合わせたマネジメントアプローチの開示も可能な形へ変更</li> <li>● ガバナンス 組織のガバナンスとサステナビリティに関するパフォーマンスの関係を強化し、既存のガバナンスの枠組みとその成果の一貫性を意図した変更</li> <li>● サプライチェーン サプライチェーンとサプライヤーの新たな定義、調達慣行、スクリーニングとアセスメントに関する新しい指標を提案</li> </ul> <p>(G4 公開草案 Part2 開示アイテム より 抜粋)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 戦略、プロフィール、ガバナンス</li> <li>2. マネジメントアプローチ</li> <li>3. 指標</li> <li>4. 分野別のマネジメントアプローチと指標 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済 (省略)</li> <li>● 環境(環境側面ごとに指標を提示) <ul style="list-style-type: none"> <li>マテリアル</li> <li>エネルギー</li> <li>水</li> <li>生物多様性</li> <li>大気への放出、排水、廃棄物</li> <li>製品およびサービス</li> <li>コンプライアンス</li> <li>輸送</li> <li>その他全般(Overall) (サプライチェーンの)スクリーニングとアセスメント 改善(レメディエーション)</li> </ul> </li> <li>● 社会 (省略)</li> </ul> </li> </ol>
その他	<p>今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2013 年上・中旬にフレームワークの公開草案</li> <li>● 2013 年下旬 フレームワークの Version1 の公表</li> <li>● 2012~2013 年 ビジネスモデル、資本、情報の結合性、重要性、利用者情報ニーズ、価値、といったトピックスについて補足文書の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● GRI ガイドラインへの準拠状況を示すアプリケーションレベルの廃止を提案。</li> <li>● 公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、G4ガイドラインは 2013 年 5 月に公表予定</li> </ul>

団体	カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)	Climate Disclosure Standards Board (CDSB)			
開示へのアプローチ	アンケート調査	ガイドライン(任意適用)			
制度・枠組み	カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト	気候変動報告フレームワーク Edition1.0(Climate Change Reporting Framework - CCRF1.0) (2010)			
対象	● 世界中の時価総額の大きな企業へ質問書を送付 / 登録した企業のサプライヤーへの質問書を送付	● 連結財務諸表が作成される企業			
開示・報告媒体	● CDP 投資家 質問書 (気候変動) ● CDP サプライチェーン質問書 (気候変動) ● CDP ウォーター 質問書	● 制度情報開示を想定した報告フレームワーク ● ただし、自主的に作成される年次報告書への活用を妨げない			
概要、環境に関する開示・記載内容	<p>(投資家質問書 サプライチェーン質問書)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2000年に世界の大手投資家が共同で設立した企業や政府の低炭素への取組みを促進するための活動。(その規模は、2012年には機関投資家 665 機関、78 兆ドル)</li> <li>● 世界の時価総額の大手 500 社および地域ごとの上位企業などにアンケート票を送付。</li> <li>● 2008年からは CDP サプライチェーンプログラムとして、登録した企業のサプライヤーへ、気候変動に対する質問書送付を開始。</li> <li>● 投資家質問書については、気候変動にかかわるリスクへの対応状況や、事業機会として活用していく戦略とそのための体制の状況といった、投資家視点での設問となっている。</li> </ul> <p>回答結果から、ディスクロージャースコアとパフォーマンススコアでスコアリング。 ディスクロージャースコア、パフォーマンススコアはそれぞれ点数化され、その結果を企業名とともにレポートとして開示する(パフォーマンススコアについては A~E にランク付けにて開示)。回答しない企業名も開示される。また、公表を選択した場合は各企業の回答が公表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● サプライチェーン質問書の回答は、承諾した場合、公表される。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2010年からは水不足やその他の水関連問題に関する情報開示要請プロジェクトも開始</li> <li>● 水については、企業の回答状況について開示をするとともに、選択した場合は各企業の回答が公表される。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2013年からはフォレスト・フットプリント・ディスクロージャーについても CDP で行い、企業に質問書を送付することとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● CDSBはダボス会議(2007)で設立された、企業と環境NGO等のコンソーシアム、</li> <li>● 気候変動が企業の戦略やパフォーマンスにどのような影響を与えるかについて、投資家が判断できる情報を導き出すことを目的としている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● GHG 排出量について、開示を求めるのはスコープ1、2まで。 スコープ3排出量について記載はあるが、開示は求めている。 スコープ3排出量がリスク、機会、財務影響にさらされる場合、戦略分析、リスク、ガバナンスの要求事項に基づき、その影響について開示を行うべき、としている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戦略分析、リスク、ガバナンスの報告 戦略分析 リスク 機会 マネジメント 将来的な展望 ガバナンス</li> <li>● GHG 排出量の報告 GHG 総排出量・原単位 GHG 排出量の推移と増減要因</li> </ul>			
	<table border="1"> <tr> <td> <p>(投資家質問書(気候変動)の概要)</p> <p>1. マネジメント</p> <p>ガバナンス 戦略 排出削減目標および削減活動 コミュニケーション</p> <p>2. リスクと機会</p> <p>気候変動に関するリスク(規制リスク、物理的リスク) 気候変動に関する機会(規制に伴う機会、物理的変化に伴う機会)</p> <p>3. 排出量</p> <p>排出量算定方法 排出量データ (スコープ1、2、エネルギー、経年実績、検証状況) (スコープ3、エネルギー、経年実績、検証状況) 排出量取引</p> </td> <td> <p>(サプライチェーン質問書の概要)</p> <p>1. マネジメント</p> <p>ガバナンス 戦略 排出削減目標および削減活動 コミュニケーション</p> <p>2. リスクと機会</p> <p>気候変動に関するリスク(規制リスク、物理的リスク) 気候変動に関する機会(規制に伴う機会、物理的変化に伴う機会)</p> <p>3. 排出量</p> <p>排出量算定方法 排出量データ (スコープ1、2、エネルギー、経年実績、検証状況) (スコープ3、エネルギー、経年実績、検証状況) 排出量取引</p> <p>4. コミュニケーション</p> <p>5. サプライチェーン追加質問</p> <p>顧客企業に関する御社のスコープ1、2、3排出量 顧客企業との協働機会 サプライヤーとの協働 製品およびサービスのライフサイクルでの排出量</p> </td> <td> <p>(水 アンケートの概要)</p> <p>1. 水管理とガバナンス</p> <p>2. リスクと機会</p> <p>リスク指標 リスク評価 事業影響 機会 水とカーボン排出のトレードオフ管理</p> <p>3. 水利用データ</p> <p>取水およびリサイクル 排水 水の原単位</p> </td> </tr> </table>	<p>(投資家質問書(気候変動)の概要)</p> <p>1. マネジメント</p> <p>ガバナンス 戦略 排出削減目標および削減活動 コミュニケーション</p> <p>2. リスクと機会</p> <p>気候変動に関するリスク(規制リスク、物理的リスク) 気候変動に関する機会(規制に伴う機会、物理的変化に伴う機会)</p> <p>3. 排出量</p> <p>排出量算定方法 排出量データ (スコープ1、2、エネルギー、経年実績、検証状況) (スコープ3、エネルギー、経年実績、検証状況) 排出量取引</p>	<p>(サプライチェーン質問書の概要)</p> <p>1. マネジメント</p> <p>ガバナンス 戦略 排出削減目標および削減活動 コミュニケーション</p> <p>2. リスクと機会</p> <p>気候変動に関するリスク(規制リスク、物理的リスク) 気候変動に関する機会(規制に伴う機会、物理的変化に伴う機会)</p> <p>3. 排出量</p> <p>排出量算定方法 排出量データ (スコープ1、2、エネルギー、経年実績、検証状況) (スコープ3、エネルギー、経年実績、検証状況) 排出量取引</p> <p>4. コミュニケーション</p> <p>5. サプライチェーン追加質問</p> <p>顧客企業に関する御社のスコープ1、2、3排出量 顧客企業との協働機会 サプライヤーとの協働 製品およびサービスのライフサイクルでの排出量</p>	<p>(水 アンケートの概要)</p> <p>1. 水管理とガバナンス</p> <p>2. リスクと機会</p> <p>リスク指標 リスク評価 事業影響 機会 水とカーボン排出のトレードオフ管理</p> <p>3. 水利用データ</p> <p>取水およびリサイクル 排水 水の原単位</p>	
<p>(投資家質問書(気候変動)の概要)</p> <p>1. マネジメント</p> <p>ガバナンス 戦略 排出削減目標および削減活動 コミュニケーション</p> <p>2. リスクと機会</p> <p>気候変動に関するリスク(規制リスク、物理的リスク) 気候変動に関する機会(規制に伴う機会、物理的変化に伴う機会)</p> <p>3. 排出量</p> <p>排出量算定方法 排出量データ (スコープ1、2、エネルギー、経年実績、検証状況) (スコープ3、エネルギー、経年実績、検証状況) 排出量取引</p>	<p>(サプライチェーン質問書の概要)</p> <p>1. マネジメント</p> <p>ガバナンス 戦略 排出削減目標および削減活動 コミュニケーション</p> <p>2. リスクと機会</p> <p>気候変動に関するリスク(規制リスク、物理的リスク) 気候変動に関する機会(規制に伴う機会、物理的変化に伴う機会)</p> <p>3. 排出量</p> <p>排出量算定方法 排出量データ (スコープ1、2、エネルギー、経年実績、検証状況) (スコープ3、エネルギー、経年実績、検証状況) 排出量取引</p> <p>4. コミュニケーション</p> <p>5. サプライチェーン追加質問</p> <p>顧客企業に関する御社のスコープ1、2、3排出量 顧客企業との協働機会 サプライヤーとの協働 製品およびサービスのライフサイクルでの排出量</p>	<p>(水 アンケートの概要)</p> <p>1. 水管理とガバナンス</p> <p>2. リスクと機会</p> <p>リスク指標 リスク評価 事業影響 機会 水とカーボン排出のトレードオフ管理</p> <p>3. 水利用データ</p> <p>取水およびリサイクル 排水 水の原単位</p>			
その他					

(参考資料)

- ※ 統合報告はどこへ向かうのか、上妻義直、会計 第182巻代4号 2012.10
- ※ 現実味を帯びてきたCSR報告の制度化、上妻義直、一橋ビジネスレビュー 2012、夏、
- ※ Draft Framework outline、IIRC、2012.7
- ※ 「国際統合報告委員会(IIRC)統合報告フレームワークのアウトラインドラフト「Draft Framework Outline」を公表、KPMG あずさサステナビリティ、2012.7
- ※ G4 Development Second G4 Public Comment Period G4 Exposure Draft、Global Reporting Initiative、2012.6
- ※ GRI G4 策定に関するパブリックコメントについてのワークショップ資料 [http://www.crt-japan.jp/files/documents/GRI4PCP2Workshop\\_slidedeck\\_Japan.pdf](http://www.crt-japan.jp/files/documents/GRI4PCP2Workshop_slidedeck_Japan.pdf)
- ※ パブリックコメント募集に向けた GRI ガイドライン G4 草案の公表、KPMG あずさサステナビリティ、2012.7
- ※ CDP2012 投資家質問書
- ※ CDP2012 サプライチェーン質問書
- ※ CDP2012 ウォーター質問書
- ※ Request for Proposal、CDP and FOREST FOOTPRINT DISCLOSURE Request for Proposal to become Global Forests Partner、CDP
- ※ CDSB Climate Change Reporting Framework - Edition1.0 (CCRF1.0)の公表、KPMG あずさサステナビリティ、2010.9
- ※ 気候変動報告フレームワーク(第1版)の概要、小堀一英、テクニカルセンター 会計情報、Vol.414/2011.2 Deloitte Touche Tohmatsu LLC